

別表(第21条、第22条、第26条、第27条関係)

区分	種目	対象者・障がい程度	性能	耐用年数	基準額(円)
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能の障がい2級以上の者又は難病患者で寝たきりの状態である者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	次のいずれかに該当する3歳以上の常時介護を要する児・者 (1)下肢又は体幹機能の障がい1級の者 (2)知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能の障がい2級以上の児童 (3)難病患者等で寝たきりの状態である児・者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能の障がい1級の児・者又は難病患者等で自力で排尿できない児・者で常時介護を要する学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢若しくは体幹機能の障がい1級の者又は下肢若しくは体幹機能の障がい2級以上の3歳以上の児童(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能の障がい2級以上の障がい児・者又は難病患者等で寝たきりの状態にある児・者(下着交換等に当	介助者が障がい児・者又は難病患者等の児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000

		たつて、家族等他人の介助を要する学齢児以上の者)			
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能の障がいがある2級以上の障がい児・者又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障がいのある児・者で3歳以上の者	介護者が重度身体障がい児・者を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす(児)	下肢又は体幹機能の障がいがある2級以上の3歳以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベット(児)	下肢若しくは体幹機能の障がいがある2級以上の児童又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障がいのある児童で学齢以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えた者	8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障がいのある児・者又は難病患者等の児・者であつて、入浴に介助を必要とする3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者、難病患者等の児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	下肢若しくは体幹機能の障がいがある2級以上の障がい児・者又は難病患者等の児・者で学齢児以上の者	障がい児・者又は難病患者等の児・者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450
	頭部保護帽	次のいずれかに該当する者 (1)平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいのある障がい児・者 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定された障がいの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160

	程度が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者			
T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいのある障がい児・者	歩行を補助するもの	3年	3,000
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障がいのある児・者又は難病患者等で上肢機能に障がいのある児・者で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1)障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	60,000
特殊便器	次のいずれかに該当する学齢児以上の者 (1)上肢の障がいが2級以上の障がい児・者 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (3)難病患者等で上肢機能に障がいのある児・者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
火災警報器	次のいずれかに該当する火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (1)障がいの等級が2級以上の者 (2)児童相談所又は知的障	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500

	<p>害者更生相談所において知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者</p> <p>(3)精神保健福祉手帳1級の者で真に必要と認められる者</p>			
自動消火器	<p>次のいずれかに該当する火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>(1)障がいの等級が2級以上の者</p> <p>(2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度であるもの</p> <p>(3)精神保健福祉手帳1級の者で、真に必要と認められる者</p> <p>(4)難病患者等の児・者</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	8年	28,700
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	<p>呼吸機能若しくは心臓機能の障がい度3級以上の障がい児・者又は難病患者等の児・者で在宅酸素療法若しくは人工呼吸器の装着が必要な者</p>	<p>呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者又は難病患者等が容易に使用し得るもの</p>	5年	50,000
電磁調理器	<p>次のいずれかに該当する視覚・知的・精神障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>(1)視覚の障がい度が2級以上の者</p> <p>(2)児童相談所又は知的障</p>	<p>障がい者が容易に使用し得るもの</p>	6年	41,000

		<p>害者更生相談所において知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの</p> <p>(3)精神保健福祉手帳1級の者で真に必要と認められる者</p>			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>視覚の障がい2級以上の障がい児・者で学齢児以上の者</p>	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	<p>聴覚の障がい2級以上の者で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯</p>	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	<p>腎臓機能の障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う障がい児・者3歳以上の者</p>	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	<p>呼吸機能の障がい3級以上若しくは同程度の障がい児・者が必要と認められる学齢児以上の者又は難病患者等で呼吸機能に障がいのある者</p>	障がい児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	<p>呼吸機能の障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい児・者であって必要と認められる者又は難病患者等で呼吸機能に障がいのある者のうち学齢児以上の者</p>	障がい児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	<p>医療保険における在宅酸素療法を行う者</p>	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000

	人工呼吸器等用自家発電機	呼吸機能に障がいのある児・者であって、居宅において人工呼吸器を使用するもの又は在宅酸素療養法により酸素供給装置を使用するもの	障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	10年	100,000
	人工呼吸器等用外部バッテリー	呼吸機能に障がいのある児・者であって、居宅において人工呼吸器を使用するもの又は在宅酸素療法により酸素供給装置を使用するもの	障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	50,000
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚の障がい2級以上の障がい者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	視覚障がい者用体重計	視覚の障がい2級以上の障がい者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障がいのある者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいをもつる学齢以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文書に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能の障がい2級以上の学齢児以上の者	障がい者向けのパソコン周辺機器又はアプリケーションソフト	5年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として聴覚の障がい2級以上かつ視覚の障がい2級)の障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
	点字器	視覚障がい児・者	点字を打つための点字版と点筆	7年	10,400
	点字タイ	視覚の障がい2級以	視覚障がい者が容易に使用し	5年	63,100

ライター	上の者(就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれる者に限る。)	得るもの		
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚の障がい者が2級以上の障がい児・者で学齢児以上の者	音声等により操作ボタンを知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	85,000
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	視覚の障がい者が2級以上の障がい児・者で学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障がい者用拡大図書器	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
視覚障がい者用時計	視覚の障がい者が2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	10,300 音声時計 13,300
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がい者を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5年	71,000
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる3歳以上の者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴	6年	88,900

			覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの		
	人工喉頭	喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した障がい児・者で学齢児以上の者	声の元となる音声を外部から発生させる機能を有するもの	5年	70,100
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者	点字により作成された図書	—	
排泄管理 支援用具	ストーマ 装具(蓄便 袋)	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排泄を行っている直腸等機能障がい児・者	主材は、ラテックス又はプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型収納袋		月額 8,600
	ストーマ 装具(蓄尿 袋)	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工膀胱を設け排尿を行っている膀胱機能障がい児・者	主材は、ラテックス又はプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップがついているもの		月額 11,300
	紙おむつ 等	(1)先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経の障がいによる高度の排尿機能の障がい又は高度の排便機能の障がいがある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの (2)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能の障がいがある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの (3)脳性麻痺等脳原性運動機能の障がいにより起因する高度の排尿機能の障がい又は高度の排便機	紙おむつ、サラシ・ガーゼ等 衛生用品		月額 12,000

		<p>能の障がいがある者(おむね3歳未満に発症した脳性麻痺等により四肢体幹機能の障がいを有する身体障がい児・者のうち、次に掲げる状態に該当するもので、町長が必要であると認めるものに限る。)で、紙おむつの用具類を必要とするもの</p> <p>ア 自力でトイレに行けないこと。</p> <p>イ 自力で便座に座ること及び排便補助具の使用ができないこと。</p> <p>ウ 介助による定時排泄をすることができないこと。</p>			
	収尿器	<p>脊椎損傷等による排尿の障がい(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする児・者</p>	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	1年	男 7,700 女 8,500
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>下肢若しくは体幹機能の障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい(移動機能の障がいに限る。)を有する者であって障がいの等級が3級以上の障がい児・者。ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢の障がい2級以上で学齢児以上の者又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障がいのある児・者に限る。</p>	障がい児・者又は難病患者等の児・者の移動を円滑にする用具で、設置に当たり小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000